

障 発 0608 第 1 号
令 和 8 年 6 月 8 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監督については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年 1 月 23 日付け障発 0123 第 2 号当職通知）を参考に実施していただくようお願いしてきたところですが、今般、社会保障審議会障害者部会における議論等を踏まえ、障害福祉分野における運営指導・監査の強化に資する取組等を推進するため、新たに別添 1 「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添 2 「指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導・運営指導マニュアル」並びに別添 3 「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」及び別添 4 「指定障害福祉サービス事業者等に対する監査マニュアル」を定めたのでお知らせします。

なお、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年 1 月 23 日付け障発 0123 第 2 号当職通知）については、本通知の発出をもって廃止します。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。